

検定における申請図書等の取扱いについて（取扱要領）

第1 申請図書等の提出期限

以下1.～4.に示す申請図書等の提出については、それぞれ指定した期限日の17時までとする。

※年末・年始の期間（12月29日～1月3日）が含まれるときは、その日数を加算する。

※提出期限が行政機関の休日（土曜日、日曜日、祝日）に当たる場合は、休日の翌日を期限とみなす。

1. 検定審査申請書の提出について（教科用図書検定規則実施細則（平成元年10月17日
文部大臣裁定。以下「細則」という。）第1の1関係）

（1）対象となる書類：細則別紙様式第1号の「検定審査申請書」、別紙様式第2号の「著作編修関係者名簿」、別紙様式第3号の「申請図書等公開同意書」及び別紙様式第4号の「誓約書」

（2）対象となる書類の提出期限：申請図書の到着日の前日まで

※上記期限は、電磁的記録により提出する場合にのみ適用する。文部科学省初等中等教育局教科書課の受付窓口にて提出する場合、又は郵送等により提出する場合は、申請図書と共に提出すること。

2. 申請図書の提出について（細則第1の2関係）

（1）対象となる書類

対象となる書類①：申請図書

対象となる書類②：申請図書の「表紙等の見本」（本刷りを含む）及び別紙様式第6号の「表紙等提出届」

対象となる書類③：細則別記の「①編修趣意書」、「②学年別使用漢字一覧表」、「③常用漢字以外の使用漢字一覧表」、「④音訓一覧表」、「⑤出典一覧表」、「⑥用語・記号リスト」、「⑦生物重要用語リスト」、「⑧発音記号の表記に関する方針」、「⑨外国語（英語）語彙リスト」、「⑩外国語（英語）スクリプト」、「⑪解答一覧表」、「⑫コンピュータプログラム等関連ファイル」、「⑬ウェブサイトのアドレス

の掲載箇所一覧表」及び「⑮ウェブサイトのアドレスの掲載箇所一覧表（外国語（英語）音声に係るもの）」

対象となる書類④：別記の「⑪外国語（英語）音声」

対象となる書類⑤：別紙様式第7号の「申請図書の本名変更届」

(2) 対象となる書類の提出期限・時期

対象となる書類①：申請日まで

対象となる書類②：申請図書を提出した日の翌日から起算して84日以内（細則第1の2（2）①イ）

対象となる書類③：申請図書の到着日の前日まで

※上記期限は、電磁的記録により提出する場合にのみ適用する。
文部科学省初等中等教育局教科書課の受付窓口にて提出する場合、又は郵送等により提出する場合は、申請図書と共に提出すること。

対象となる書類④：申請図書を提出した日の翌日から起算して35日以内

対象となる書類⑤：検定の申請から決定までの間に申請図書の名称の変更を行おうとするとき

3. 申請図書の修正について（細則第2の5関係）

(1) 対象となる書類

対象となる書類①：別紙様式第14号の「修正表提出届」及び別紙の「修正表」

対象となる書類②：別記の「⑪外国語（英語）音声」

※検定基準〔外国語科〕1（4）の検定意見に従った修正として、外国語（英語）音声の変更により対応を行う場合。

(2) 対象となる書類の提出期限

対象となる書類①：検定意見の通知のあった日の翌日から起算して35日以内（細則第2の5（1）の①）

対象となる書類②：修正表を提出した日の翌日から起算して42日以内

4. 見本の提出について（細則第4関係）

（1）対象となる書類：

対象となる書類①：別紙様式第19号「見本提出届」及び見本

対象となる書類②：別紙の「①編修趣意書」

（2）対象となる書類の提出期限：

対象となる書類①：規則第7条第1項の検定決定の通知を受けた場合、通知を受けた日の翌日から起算して84日以内

規則第10条第2項の検定の決定の通知を受けた場合、通知を受けた日の翌日から起算して42日以内

対象となる書類②：検定決定通知日の翌日から起算して10日以内

第2 電磁的記録による提出

以下1.～8.に示す手続きを行う場合、書面による提出に代えて電磁的記録による提出ができることとする。なお、電磁的記録により提出する際は、以下9.～11.に留意すること。

1. 検定審査申請書の提出について（細則第1の1関係）

（1）対象となる書類：細則別紙様式第1号の「検定審査申請書」、別紙様式第2号の「著作編修関係者名簿」、別紙様式第3号の「申請図書等公開同意書」及び別紙様式第4号の「誓約書」

2. 申請図書の提出について（細則第1の2関係）

（1）対象となる書類

対象となる書類①：申請図書の「表紙等の見本」及び別紙様式第6号の「表紙等提出届」

※ただし、「申請図書」と「表紙等の見本」の本刷りについては対象としない。

対象となる書類②：細則別記の「①編修趣意書」、「②学年別使用漢字一覧表」、「③常用漢字以外の使用漢字一覧表」、「④音訓一覧表」、「⑤出典一覧表」、「⑥用語・記号リスト」、「⑦生物重要用語リスト」、「⑧発音記号の表記に関する方針」、「⑨外国語（英語）語彙リスト」、「⑩外国語（英語）スクリプト」、「⑪解答一覧表」、「⑫コンピュータプログラム等関連ファイル」、「⑬ウェブサイトのアドレス

の掲載箇所一覧表」及び「⑮ウェブサイトのアドレスの掲載箇所一覧表（外国語（英語）音声に係るもの）」

※「①編修趣意書」については、別紙様式第5-1号から第5-3号までを1つのファイルにまとめること。

対象となる書類③：別記の「⑪外国語（英語）音声」

※音声のファイル形式はMP3形式とする。

※受理番号、学校種、教科、種目、学年、各音声のファイル名及び当該音声の申請図書における該当ページ、再生時間等を記載した資料（以下、「補足資料」という。）を作成すること。

対象となる書類④：別紙様式第7号の「申請図書の書名変更届」

3. 不合格理由の事前通知及び反論の聴取について（細則第2の3関係）

（1）対象となる書類：別紙様式第10号の「不合格理由に対する反論書」、別紙①及び別紙②

4. 検定意見に対する意見の申立てについて（細則第2の4関係）

（1）対象となる書類：別紙様式第12号の「検定意見に対する意見申立書」及び別紙

5. 申請図書の修正について（細則第2の5関係）

（1）対象となる書類

対象となる書類①：別紙様式第14号の「修正表提出届」及び別紙の「修正表」

※ただし、「修正表」正1部については対象としない。

対象となる書類②：別記の「⑪外国語（英語）音声」

※検定基準〔外国語科〕1（4）の検定意見に従った修正として、外国語（英語）音声の変更により対応を行う場合。

6. 検定済図書の訂正等について（細則第3関係）

（1）対象となる書類

対象となる書類①：別紙様式第16号の「検定済図書の訂正申請書」及び別紙

※ただし、「訂正本」については対象としない。

対象となる書類②：別紙様式第17号の「検定済図書の訂正届出書」及び別紙

対象となる書類③：別紙様式第 18 号の「ウェブサイトのアドレスが参照させる内容の変更報告書」及び別紙

7. 見本の提出について（細則第 4 関係）

（1）対象となる書類：

対象となる書類①：別紙様式第 19 号「見本提出届」

※ただし、「見本」は対象としない。

対象となる書類②：別紙の「①編修趣意書」

※「①編修趣意書」については、別紙様式第 5－1 号から第 5－3 号までを 1 つのファイルにまとめること。

※提出された編修趣意書のウェブサイト掲載については、別紙 1 を参照すること。

8. 検定済図書の著作者の氏名等についての変更の届出（細則第 6 関係）

（1）対象となる書類：別紙様式第 20 号の「奥付記載事項変更届」

9. 提出方法

検定における申請書等の電磁的記録の提出は、下記によること。

（1）検定申請用アドレスへの電子メールによる提出

第 2 の 3.～8. において対象となる申請書等（データ容量が 10MB を超えるものを除く。）については、原則、電子メールに該当書類を添付し、下記の検定申請用アドレス宛に提出すること。

検定申請用アドレス：kentei@mext.go.jp

※提出された資料の連絡調整は、当該教科・種目の検定を担当する係（検定調査第一係、検定調査第二係、検定調査第三係、教科書情報係）が行う。

（2）文部科学省のデータ授受システム（クラウドストレージサービス（以下「BOX」という。）におけるデータ授受用フォルダ）による提出

下記の申請書等については、原則、BOX を利用して提出すること。BOX 利用を希望する場合は、検定申請用アドレスまで連絡すること。

また、BOX を利用して提出を行った後は、その旨を、検定申請用アドレスまで連絡すること。

- ・ 第 2 の 1. 及び 2. において対象となる申請書等
- ・ 第 2 の 3.～8. において対象となる申請書等のうち、電磁的記録のデータ容量が 10MB を超えるもの

10. 提出部数

全て1部とする。

11. 留意事項

- ・提出に当たって、1つの電子メールには、1件の申請に係る電磁的記録とすること。
- ・書類のファイル形式は、特段の指定がない限り PDF 形式とすること。
- ・ウィルス・チェックを必ず実施すること。
- ・セキュリティロック、コピーガードはかけないこと。
- ・電子メールの件名は、申請の内容及び発行者名が分かる形で記載すること。
 - 例1) 【依頼】BOXを通じた教科書課とのデータ授受について(検定申請_芸術_音楽 I_発行者名)
 - 例2) 【依頼】訂正申請(小・理科)について(教科書記号・番号_発行者名)
- ・検定の申請における個別ファイルの名称は、以下によること。

個別ファイルの名称：「学校種コード_教科コード_申請図書番号_任意の名称」

例1) 小学校 国語 国語 申請図書番号(ZZZ-ZZZ) 検定審査申請書(PDFファイル)

[2_1_ZZZ-ZZZ_検定審査申請書.pdf]

例2) 小学校 国語 書写 申請図書番号(ZZZ-YYY) 編修趣意書(PDFファイル)

[2_1_ZZZ-YYY_編修趣意書.pdf]

例3) 高等学校 外国語 英語コミュニケーション I 受理番号(ZZZ-XXX) 外国語(英語) 語彙リスト(エクセルファイル)

[4_H_ZZZ-XXX_外国語(英語)語彙リスト.xlsx]

※ 数字はいずれも半角とする。

※ 学校種コード及び教科コードについては、別紙2を参照すること。

※ ファイル名中の「(任意の名称)」は、添付書類の内容を表す標目とする。

「(任意の名称)」の文字数は、全角文字で82文字以内とし、ファイルの拡張子は「.pdf」、「.xlsx」とし、その文字は半角とする。

編修趣意書のウェブサイト掲載について

1. ウェブサイト掲載の目的

教科書の編修の趣旨や基本方針などについて、広く国民や学校教育の関係者などに公開し、内容についての理解を促進する観点から、編修趣意書を文部科学省ホームページに掲載する。

これにより、採択関係者において十分な調査・研究に基づく適正な教科書採択が行われることに資するとともに、教科書発行者に公正な宣伝の機会を与え、発行者個々の宣伝行為自粛を徹底する。

2. ウェブサイト掲載の流れ

① 編修趣意書の更新、校正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検定申請時に提出した編修趣意書を、取扱要領に従い更新 ・ その後、原稿を PDF に変換し、文字化けがないか等を確認 ※提出した PDF ファイルが最終的に掲載するファイルとなるため、留意すること。	発行者
② 編修趣意書の提出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 編修趣意書の PDF ファイルを電子メールにて文部科学省へ提出 	発行者 （検定決定通知日の翌日から起算して 10 日以内）
③ ウェブサイトの公開 <ul style="list-style-type: none"> ・ 編修趣意書をウェブサイトにて公開 	文部科学省 （4 月下旬目途）

3. 留意事項

- ・ 編修趣意書の作成者は各発行者であることから、検定決定された内容と齟齬がないか、誤字・脱字等の記述の誤りがないか等の校正は、各発行者の責任において行うこと。
- ・ 教科書の内容と異なる記述、教科書の内容に関係のない記述、過大な宣伝となるおそれのある記述、他の発行者の教科書の内容を誹謗・中傷する記述等、編修趣意書のウェブサイト掲載の目的を逸脱する記述がある場合には、掲載を取りやめることがあること。

4. その他

教科書発行者に公正な宣伝の機会を与えることを鑑み、平成 25 年度以前に検定された教科書を発行する発行者のうち、平成 29 年度以降の検定で合格した図書と同種目の図書（学習指導要領（平成 21 年 3 月）に基づいて編修された図書に限る。）の発行者は、平成 29 年 8 月に改正された様式による編修趣意書のウェブサイトへの掲載を希望することができる。なお、編修趣意書の作成・掲載を希望しない場合は、従来の編修趣意書の掲載も可能とする。

文部科学省「教育データ標準」に基づき、学校種コード等は以下のとおりとする。

1. 学校種コード

学校種コード	学校種
2	小学校
3	中学校
4	高等学校

2. 教科コード

教科コード	(小学校)	(中学校)	(高等学校)
1	国語	国語	国語
2	社会	社会	—
3	—	—	地理歴史
4	—	—	公民
5	算数	数学	数学
6	理科	理科	理科
7	生活	—	—
8	音楽	音楽	—
9	図画工作	—	—
A	—	美術	—
B	—	—	芸術
C	—	技術・家庭	—
F	家庭	—	家庭
G	体育	保健体育	保健体育
H	外国語	外国語	外国語
I	—	—	情報
J	—	—	理数
K	道徳	道徳	—
P	—	—	農業
Q	—	—	工業
R	—	—	商業
T	—	—	水産
U	—	—	家庭（専門）
W	—	—	看護
X	—	—	情報（専門）
Y	—	—	福祉

(参考)

教科書検定における申請書等の電磁的記録による提出の取扱い一覧表

1. 検定審査申請書の提出について

項目	提出期日	ファイル形式
検定審査申請書	申請図書の到着日の前日まで	PDF (.pdf)
著作編修関係者名簿		PDF (.pdf)
申請図書等公開同意書		PDF (.pdf)
誓約書		PDF (.pdf)

2. 申請図書の提出について

項目	提出期日	ファイル形式
表紙（本刷りを除く）	申請図書を提出した日の翌日から起算して84日以内 （細則第1の2（2）①イ）	PDF (.pdf)
編修趣意書	申請図書の到着日の前日まで	PDF (.pdf)
学年別使用漢字一覧表		PDF (.pdf)
常用漢字以外の使用漢字一覧表		PDF (.pdf)
音訓一覧表		PDF (.pdf)
出典一覧表		PDF (.pdf)
用語・記号リスト		PDF (.pdf)
生物重要用語リスト		エクセル (.xlsx)
発音記号の表記に関する方針		PDF (.pdf)
外国語（英語）語彙リスト		エクセル (.xlsx)
外国語（英語）スクリプト		PDF (.pdf) 又はワード (.docx)
解答一覧表		PDF (.pdf)
コンピュータプログラミング等関連ファイル		—
ウェブサイトのアドレスの掲載箇所一覧表		エクセル (.xlsx) ※別紙はPDF (.pdf)
ウェブサイトのアドレスの掲載箇所一覧表（外国語（英語）音声に係るもの）		エクセル (.xlsx)
外国語（英語）音声及び補足資料	申請図書を提出した日の翌日から起算して35日以内	MP3 (.mp3) 及びPDF (.pdf)
申請図書の書名変更届	検定の申請から決定までの間に申請図書の名称の変更を行おうとするとき	PDF (.pdf)

3. 反論の聴取について

項目	提出期日	ファイル形式
不合格理由に対する反論書 及び別紙①又は別紙②	検定審査不合格の事前通知のあった 日の翌日から起算して20日以内 (規則第8条第2項)	PDF (.pdf)

4. 検定意見に対する意見の申立てについて

項目	提出期日	ファイル形式
検定意見に対する意見申立書 及び別紙	検定意見の通知のあった日の翌日 から起算して20日以内 (規則第9条)	PDF (.pdf)

5. 申請図書の修正について

項目	提出期日	ファイル形式
修正表提出届	検定意見の通知をあった日の翌日 から起算して35日以内 (実施細則第2の5(1)の①)	PDF (.pdf)
修正表(正1部を除く)		PDF (.pdf)
外国語(英語)音声	修正表を提出した日の翌日から起算 して42日以内とする。	PDF (.pdf)

6. 検定済図書の訂正等について

項目	提出期日	ファイル形式
検定済図書の訂正申請書 及び別紙	基本的に随時とする。 ただし、規則第14条第2項について は、細則第3(1)に規定する日以降 とする。	PDF (.pdf)
検定済図書の訂正届出書 及び別紙		PDF (.pdf)
検定済図書のウェブサイトのアドレ スが参照させる内容の変更報告書及 び別紙		PDF (.pdf)

7. 見本の提出について

項目	提出期日	ファイル形式
見本提出届	規則第7条第1項の検定決定の通知 を受けた場合、通知を受けた日の翌 日から起算して84日以内 規則第10条第2項の検定の決定の通 知を受けた場合、通知を受けた日の 翌日から起算して42日以内	PDF (.pdf)
編修趣意書	検定決定通知日の翌日から起算して 10日以内	PDF (.pdf)

8. 検定済図書の著作者の氏名等についての変更の届出について

項目	提出期日	ファイル形式
奥付記載事項変更届	規則第 19 条第 2 項の記載に変更を行おうとするとき	PDF (.pdf)